

第2回

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方 に関する有識者検討会

資 料

- 資料1 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点【P1】
- 資料2 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策に関する論点【P14】
- 資料3 各国における一定の病気等に係る欠格事由等（未定稿）【P19】
- 資料4 各国の免許申請時等における一定の病気等に係る自主申告
・診断書提出義務等（未定稿）【P22】
- 資料5 米国及び英国における免許申請時の一定の病気等に係る
自主申告・診断書提出義務等の在り方（未定稿）【P23】

一定の症状を有する者を的確に 把握するための方策に関する論点

運転免許の取得や更新の申請に際して、一定の症状等に関する申告を正しく行わなかった者に対する罰則の整備

1 問題点

現行制度においては、運転免許の取得や運転免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、過去における意識の消失や発作的な身体のけいれん又は麻痺等の症状の有無、及び病気を理由とした医師による免許の取得等を控える旨の助言の有無について申告を求める記載欄が設けられているが、申請手続の段階では当該申告の真否を確認する方法がないことから実効性が乏しいとの指摘がなされている。

2 対応策（案）

(1) 一定の症状等の虚偽申告に関する罰則の新設

一定の症状等を有する者に対し、当該症状等を申告することを義務付けるとともに、申告をせず、又は虚偽の申告をした者に対する罰則を設ける。

（論点）

ア 罰則の相当性及び実効性について

- ・ 正しい申告を得るための手段として相当性が認められるか
- ・ 罰則を設けることにより、正しい申告を担保する実効性が期待できるか

イ 症状等申告の時機について

- ・ 一定の症状が発生し、又は医師による運転中止の助言等がなされた時点で暫時的に申告することを義務付けるか
- ・ 運転免許を取得し、又は運転免許証を更新しようとする時点で定期的に申告することを義務付けるか

ウ 免許証不正受交付罪との関係について

- ・ 不正申告に対する罰則を設けた場合における現行法の免許証不正受交付罪との関係をどう考えるか（別添資料参照）

(2) 免許証不正受交付罪の適用対象の拡大

一定の症状等に関する不正申告により運転免許証の更新を受けた者についても、現行法の免許証不正受交付罪が適用されるよう、所要の規定を整備する。

（論点）

更新時における不正申告と免許証の受交付との因果関係について

- ・ 免許証不正受交付罪の構成要件は、「偽りその他不正の手段により免許証...の交付を受けた」と規定されていることから、一定の症状等に関する不正申告と運転免許証の受交付との間に因果関係があることが必要か
- ・ 上記の因果関係が必要と解すると、一定の症状等について申告がなされた場合には運転免許証の更新をしないこととする制度を設ける必要があり、かえって正しい申告を妨げるおそれはないか

3 関係規定

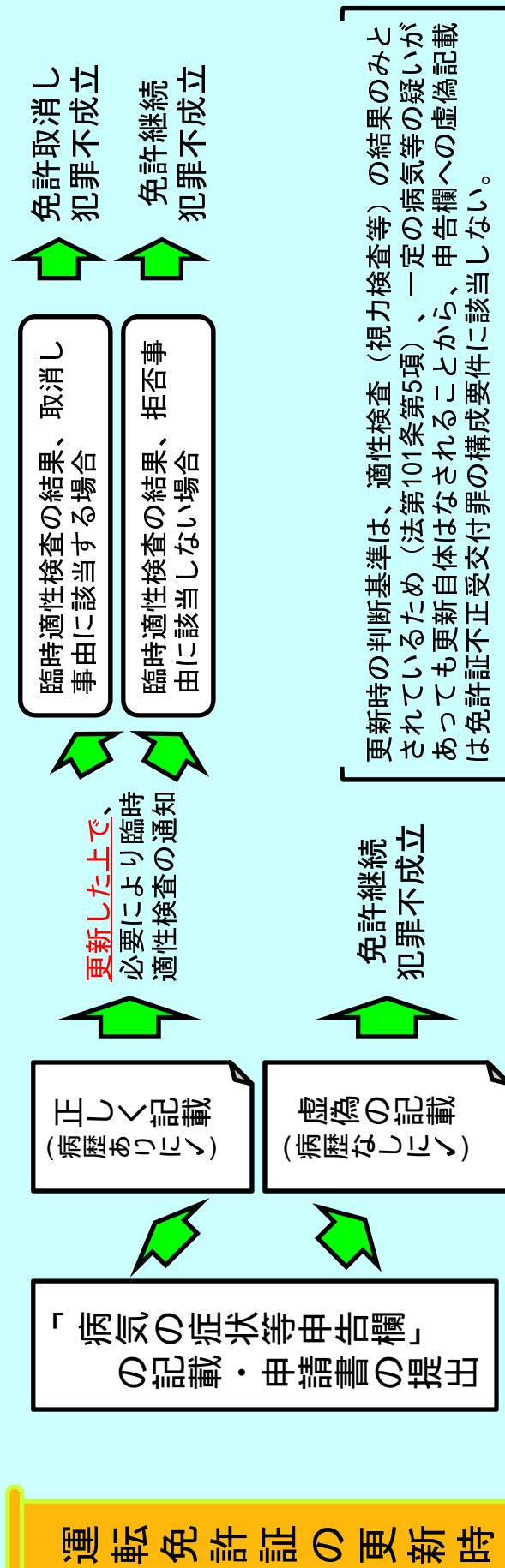
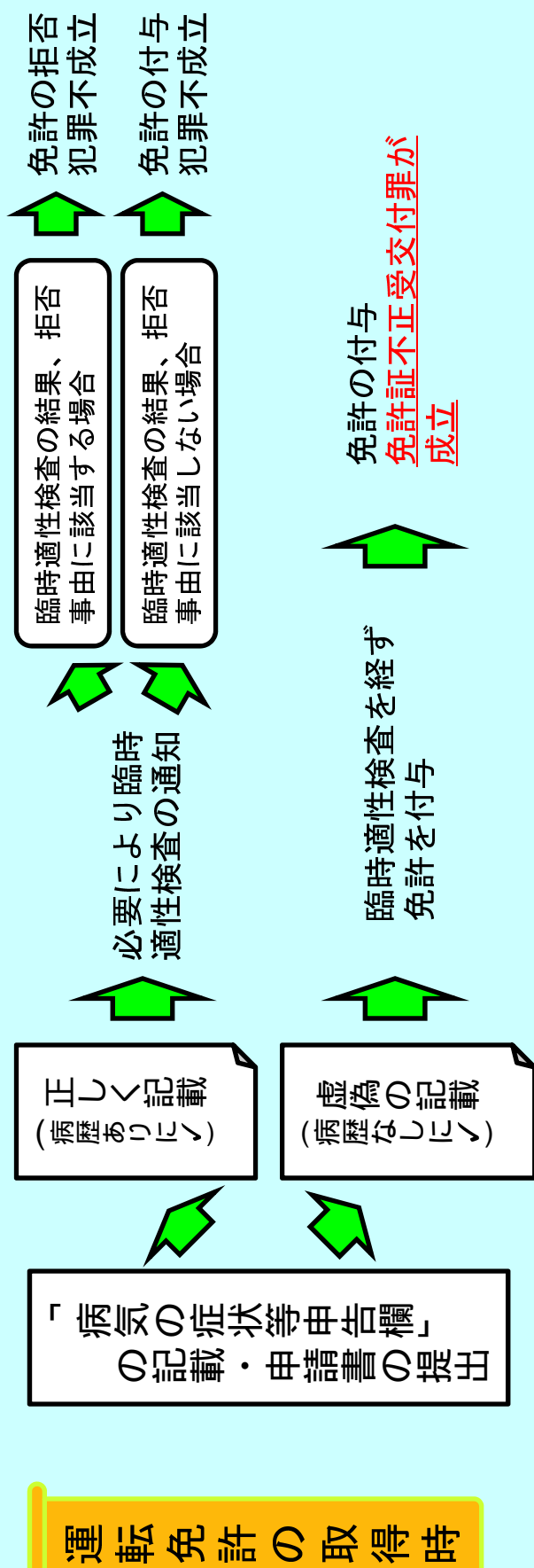
道路交通法(昭和35年法律第105号)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

「病気の症状等申告欄」の虚偽記載と免許証不正交付罪の関係



運転免許申請書裏面における病気の症状等申告欄

(道路交通法施行規則別記様式第十二における別紙)

| 氏 名 | |
|---|---|
| 病 気 の 症 状 等 申 告 欄 | 1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方 <input type="checkbox"/> |
| | 2 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方 <input type="checkbox"/> |
| | 3 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 <input type="checkbox"/> |
| | 4 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方 <input type="checkbox"/> |
| | 5 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 <input type="checkbox"/> 月 日 番 |
| | 6 1～4のどれにも該当しない方 <input type="checkbox"/> |

- 備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の□に \surd 印を付け、項目5については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。
- 2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなつている用紙とすること。

運転免許証更新申請書裏面における病気の症状等申告欄

(道路交通法施行規則別記様式第十八における別紙)

| | 氏 名 | |
|---|---|--------------------------------|
| 病 気 の 症 状 等 申 告 欄 | 1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方 | <input type="checkbox"/> |
| | 2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方 | <input type="checkbox"/> |
| | 3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方 | <input type="checkbox"/> |
| | 4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方 | <input type="checkbox"/> |
| | 5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 | <input type="checkbox"/> |
| | 6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方 | <input type="checkbox"/> |
| | 7 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 | <input type="checkbox"/> 月 日 番 |
| | 8 1～6のどれにも該当しない方 | <input type="checkbox"/> |
| | | |

- 備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の□にレ印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。
- 2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなつている用紙とすること。

【行政機関に対する申告、行政機関による質問等に関する規定例】

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）

（質問）

第十二条 検疫所長は、船舶等に乗つて来た者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十二条の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

四～十一 （略）

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（罰則）

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 この法律に基づく申請又は請求に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によつて当該申請又は請求に係る旅券又は渡航書の交付を受けた者

二～七 （略）

2・4 （略）

検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七号）

〔質問票〕

第十二条の四 検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（質問票）

第三十条 裁判所は、裁判員等選任手続に先立ち、第二十六条第三項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選定された裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか及び第十六条各号に掲げる者に該当するかどうか並びに不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を用いることができる。

2 （略）

3 裁判員候補者は、質問票に虚偽の記載をしてはならない。

4 (略)

(裁判員候補者による虚偽記載罪等)

第百十条 裁判員候補者が、第三十条に規定する質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出し、又は裁判員等選任手続における質問に対して虚偽の陳述をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

運転免許証の不正受交付罪に係る判例（参考）

1 他人になりすました免許証の受交付につき、免許証不正受交付罪が成立するとした判例 平成5年9月17日東京地裁判決

【要旨】

自己が実在の他人になりすまして自動車教習所から交付を受けて所持していた他人名義の卒業証明書を提出した上、運転免許試験場において、県公安委員会に対し、自己が本人であると偽って運転免許申請書を提出して運転免許証の交付を受けた行為は、免許証不正受交付罪に該当する。

【主文】

被告人を懲役八年及び罰金一〇〇万円に処する。

未決勾留日数日中一四〇日を右懲役刑に算入する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

押収してある覚せい剤二包（平成五年押第四五七号の1、2）及び東京税関において保管中の覚せい剤一一七包（別紙記載のもの）を没収する。

【理由】

（罪となるべき事実）

被告人は、

第一（略）

第二 自己をAと偽って、不正に運転免許証の交付を受けようと企て、平成四年七月二一日、名古屋市天白区天白町大字平針字黒石二八四五番地愛知県警察本部交通部運転免許試験場において、さきに自己がAになりすましてB自動車教習所から交付を受けて所持していたA名義の卒業証明書を提出した上、翌二二日、右運転免許試験場において、同県公安委員会に対し、自己が本人であると偽って運転免許申請書を提出して運転免許証の交付申請をし、同日、同所において、同公安委員会から運転免許証一通の交付を受け、もって、偽り不正な手段により運転免許証の交付を受けた

第三（略）

ものである。

（証拠の標目）（略）

（補足説明）（略）

（法令の適用）

被告人の判示第一の所為のうち、覚せい剤輸入の点は刑法六〇条、平成三年法律第九三号（麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律）附則三項により同法による改正前の覚せい剤取締法四一条二項、一項一号、一三条に、輸入禁制品輸入未遂の点は刑法六〇条、関税法一〇九条二項、一項、関税定率法二一条一項一号に、判示第二の所為は道路交通法一一七条の三第二号に、判示第三の一及び二の各所為のうち有印私文書偽造の点はいずれも刑法一五九条一項に、偽造有印私文書行使の点はいずれも同法一六一条一項にそれぞれ該当するところ、判示第一の覚せい剤輸入と禁制品輸入未遂は一個の行為で二個の罪名に触れる場合であるから、同法

五四条一項前段、一〇条により一罪として重い覚せい剤輸入罪の刑で、判示第三の一及び二の各有印私文書偽造とその各行使との間にはいずれも手段結果の関係があるので、同法五四条一項後段、一〇条によりいずれも一罪として犯情の重い各有印私文書行使罪の刑でそれぞれ処断することとし、各所定刑中判示第一の罪については情状により有期懲役刑及び罰金刑を、判示第二の罪については懲役刑をそれぞれ選択し、以上は同法四五条前段の併合罪であるから、懲役刑については同法四七条本文、一〇条により最も重い判示第一の罪の刑に同法一四条の制限内で法定の加重をし、その刑期及び所定金額の範囲内で被告人を懲役八年及び罰金一〇〇万円に処し、同法二一条を適用して未決勾留日数中一四〇日を右懲役刑に算入し、右罰金を完納することができないときは、同法一八条により金五〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し、押収してある覚せい剤二包（平成五年押第四五七号の1、2）及び別紙の覚せい剤一一七包は、判示第一の覚せい剤輸入罪及び禁制品輸入未遂罪に係る覚せい剤で、犯人の所有するものであるから、前記改正前の覚せい剤取締法四一条の六本文、関税法一一八条一項本文によりこれを没収し、訴訟費用は、刑事訴訟法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

（量刑の理由）

本件は、被告人が暴力団関係者らと共謀の上、六キログラムを超える覚せい剤を営利の目的で空路密輸入するとともに、輸入禁制品である右覚せい剤を通関しようとして未遂に終わった覚せい剤取締法違反、関税法違反（判示第一の罪）に加え、右犯行の発覚により逃走中に他人の氏名を偽り、不正に自動車運転免許証を取得した道路交通法違反（判示第二の罪）及び二回にわたり、同じ他人の氏名を交通事件原票に署名するなどした上、これを警察官に提出した有印私文書偽造、同行使（判示第三の各罪）の事案である。

本件密輸入の点についてみると、覚せい剤を掛け軸の軸木の空洞部分に隠匿するという巧妙な手口を弄し、密輸入した覚せい剤を我が国の暴力団員に引き渡すという計画的な犯行である上、密輸入した覚せい剤の量は極めて多量であって、これらの覚せい剤が社会に拡散された場合の害悪は計り知れず、態様極めて悪質といえる。本件密輸入について、被告人が担った行為は、貨物の輸入元の確保、通関手続の手配等犯行遂行上必要不可欠なものであり、被告人自身、その段取りのため積極的に行動しているのであって、その果たした役割は大きいといわねばならない。また、暴力団員による厳しい取立てにあっていたとはいえ、一〇〇万円の報酬目当てに極めて安易に本件密輸入に参画しているのであって、犯行動機に酌量の余地がない。加えて、被告人には暴力団とのつながりも窺える上、覚せい剤の濫用が深刻な社会問題になっている現状に徴すれば、その根源的な行為といえる我が国への覚せい剤密輸入行為は厳しく非難されるべきである。

道路交通法違反、有印私文書偽造、同行使の点を見ると、本件密輸入の発覚による逮捕を恐れて逃亡生活を送るなか、仕事仲間の住所、生年月日を国会議員の選挙運動にかこつけて聞き出し、同人名義で運転免許証の交付を受け、その後、これを利用して交通違反の処理にあたる警察官から手渡された交通事件原票に虚偽の署名をして提出行使していたものであって、これもまた態様悪質というべきものである。

以上によれば、本件各犯行の犯情は悪く、被告人の刑事責任は極めて重いというべきである。

他方、本件密輸入に係る覚せい剤は、税関で発見押収されたため、その害悪拡散は未然に防止されたこと、被告人は、覚せい剤の密売組織に属しているわけではなく、共犯者から持ちかけられて本件密輸入の犯行に加担したものであること、被告人には業務上過失傷害による罰金前科以外に前科がなく、本件各犯行をそれなりに反省していること、被告人には、帰郷を待つ

老齡の両親及び扶養すべき二児がいること、勤勞意欲に欠けるところはないことなど酌むべき事情もある。

右の各情状のほか、その他諸般の事由を勘案し、その刑の選択及び量定をしたものである。よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役一〇年及び罰金二〇〇万円)

刑事第8部

(裁判長裁判官 伊藤正高 裁判官 中里智美 裁判官 福島政幸)

2 虚偽の申請に基づく免許証の再交付につき、免許証不正受交付罪が成立するとした判例

(1) 昭和52年11月9日東京高裁判決

【要旨】

- 1 道路交通法117条の3第2号にいう「不正な手段により免許証の交付を受けた」とは、運転有資格者が運転免許証を遺失したと偽って再交付を受けた場合を含む。
- 2 不正な手段により免許証の交付を受けたとは、免許を有する者が免許証を遺失したと偽って免許証の再交付を受けた場合を含む。

【主文】

本件控訴を棄却する。

【理由】

本件控訴の趣意は、弁護士山口紀洋が提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は検察官中野林之助が提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用し、これに対して当裁判所は、次のとおり判断する。

所論のいうところは要するに、原判決は原判示被告人の「免許証の再交付」を受けた所為が道路交通法(以下「道交法」と略称する)117条の3第2号に該当するとして被告人を処断したが、免許証の再交付を処罰することは右条号の文言に反するのみならず、そもそも被告人の本件所為は、運転有資格者が公安委員会に対し免許証という単なる証明書の「再発行」を申請し、その再交付を受けたに過ぎないものであるのに対し、道交法117条の3第2号にいう「交付」とは運転資格を有しない者が偽りその他不正の手段により運転免許証の交付を受けることを意味するのであるから、両者は本質的にも全く異なつた行為であること、衆議院地方行政委員会における国務大臣の右条号改正の提案理由説明によれば、同条号は、いわゆるかえ玉受験等不正手段によつて運転免許証の交付を受けた者を処罰することを目的として設けられたものであること、その他道交法のような行政取締法規は、自然法と異なり、市民に倫理感を期待することは不可能であるから、その解釈は厳格でなければならないこと等の諸点に照らして考えると、被告人の本件所為は道交法117条の3第2号に該当しないことが明らかであるのに、同条号に該当するとして被告人を処断した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の適用の誤りがある、というのである。

そこで検討するに、道交法117条の3第2号は「偽りその他不正の手段により、免許証...の交付を受けた者」と規定し、「再交付」という文言を使用していないこと、衆議院地方行政委員会において担当大臣が所論のように右条号に関する提案理由説明をしていることは所論が指摘するとおりである。しかしながら、刑事法における罰則規定の解釈適用にあつては、当該条文の文言や、その立法に関与した者の国会等における趣旨説明等を尊重しなければならないことは当然であるとしても、その解釈は関係者の趣旨説明や条文の文言の形式的な文理解釈のみにとどまるべきではなく、むしろ当該条文の構成要件の予想する犯罪定型は、当該条文

ならびにその属する法典全体から合理的に導かれるところに従つて決められるべきものである。そして本件についてこれをみるに、道交法 1 1 7 条の 3 第 2 号が自動車教習所における不正卒業証明書の発行、免許試験におけるかえ玉受験等の事犯の予防をはかることを重要な立法趣旨として設けられたものであることは、右条号の文言自体や前記大臣の提案理由の説明によつて明らかであり、当裁判所もこれを是認するものであるけれども、他方道交法 1 0 7 条 1 項 3 号が、免許証を亡失したため免許証の再交付を受けた免許取得者が再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復した場合に、これをすみやかに公安委員会に返還しなければならない旨義務づけ、これに違反した者を処罰する規定（同法 1 2 1 条 1 項 9 号）が設けられていることに照らして考えると、道交法は免許を有する者が同時に 2 通以上の免許証を所持することを罰則をもつて禁止しようとしていると解するのが相当であり、また本件のように免許を有する者が先に公安委員会から交付を受けた免許証を遺失したことがないのかかわらず、これを遺失したと偽つて、免許証の再交付申請をして免許証の再交付を受ける行為と、かえ玉試験等の不正手段によつて新たに免許証の交付を受ける行為とは、再交付と交付という点で文言上の相違はあるにしても、行為の態様には何ら差異がないことを考慮すると、被告人の本件所為は、道交法 1 1 7 条の 3 第 2 号にいう「不正な手段により免許証の交付を受けた」場合に該当すると解するを妨げないというべきである。

また所論は、その主張の根拠として、被告人の本件所為が道交法 1 1 7 条の 3 第 2 号に該当するものとするれば、同条の法定刑が懲役又は罰金であるのに対し、これと複数の免許証の同時所持という点では違法性に何ら違いのない同法 1 2 1 条 1 項 9 号の法定刑が罰金又は料料となつており、前者の法定刑があまりにも重過ぎ、右の点からみても、本件所為が道交法 1 1 7 条の 3 第 2 号に該当すると解するのは不当である、というのであるが、同条号は前記のとおり自動車教習所における不正卒業証明書の発行、免許試験におけるかえ玉受験等の事犯の予防をはかるため、その違反者を処罰することを重要な目的としており、その点で法定刑がある程度重くなることもやむを得ないと解されること、同法 1 2 1 条 1 項 9 号は、正当に免許証の再交付を受けた者がその後たまたま先に亡失した免許証を発見又は回復したにかかわらず、これを返還しない行為を処罰の対象とするものであるのに対し、同法 1 1 7 条の 3 第 2 号は免許証を遺失した事実がないのに、遺失したと偽つて、いわば公安委員会を欺罔して免許証の再交付を受けるといふ前者より犯情悪質な行為を処罰の対象とするものであること、のみならず同法 1 1 7 条の 3 第 2 号により処罰される場合であつても、犯情によつては罰金刑を選択する余地もあることなどの点を考慮すると、両者の法定刑に差があることをもつて本件所為が道交法 1 1 7 条の 3 第 2 号に該当すると解するのは不当であると主張する所論もまた採用することができない。

以上の次第であるから本件被告人の免許証の再交付を受けた所為が同法 1 1 7 条の 3 第 2 号に該当することは明らかであり、したがつて本件につき同条号を適用して被告人を処断した原判決には法令の適用の誤りはなく、論旨は理由がない。

よつて、刑訴法 3 9 6 条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

第 3 刑事部

（裁判長裁判官 小松正富 裁判官 千葉和郎 裁判官 鈴木勝利）

(2) 昭和 5 3 年 1 1 月 2 4 日最高裁三小法廷決定（(1)の上告審）

【要旨】

1 道路交通法 1 1 7 条の 3 第 2 号の規定は、運転免許を受けている者であると否とを問わ

ず、不正の手段により公安委員会から運転免許証または国外運転免許証を取得した者を処罰する趣旨のものであり、不正の手段により運転免許証の再交付を受けた者も同号に掲げる者に該当する。

2 道路交通法 117 条の 3 の規定は、運転免許を受けている者であると否とを問わず、不正の手段により公安委員会から運転免許証を取得した者を処罰する趣旨のものである。

【主文】

本件上告を棄却する。

【理由】

弁護人山口紀洋の上告趣意は、憲法 31 条、39 条前段違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴法 405 条の上告理由にあたらぬ。

なお、道路交通法 117 条の 3 第 2 号の規定は、運転免許を受けている者であると否とを問わず、不正の手段により公安委員会から運転免許証又は国外運転免許証を取得した者を処罰する趣旨のものであり、不正の手段により運転免許証の再交付を受けた者は同号に掲げる者に該当するとした原審の判断は、相当である。

よつて、刑訴法 414 条、386 条 1 項 3 号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 服部高顯 裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三)

一定の症状の申告を行いやすい 環境の整備方策に関する論点

一定の病気等を理由に運転免許を取り消された者が病状の回復後に免許を再取得する場合の負担軽減に関する規定の整備

1 問題点

現行の運転免許制度においては、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気にかかっている者、認知症である者、又はアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者については、運転免許を拒否し、又は取り消すことができるとされているが、6月以内にこれらに該当しなくなることが見込まれる場合は、免許を保留し、又は停止することとしている。

これは、自動車等の運転をしない期間が6月以内であれば、その者が有する運転に必要な技能及び知識が引き続き維持されていると推定されることを理由としており、運転免許の保留又は停止の処分の上限が6月とされているほか、いわゆるうっかり失効をした者に関する試験の一部免除や、免許を受けた日前6月以内に普通免許を受けていたことがある者に対する初心運転者標識着用義務の免除に関する規定も、同様の理由によるものである。

しかしながら、一定の病気に係る運用基準の中には、てんかんや薬剤性低血糖症のように、その回復状況を見極めるために1年以上の発作抑制期間を求めているものがあることから、既に運転免許を受けている者についてそれらの病気に係る発作が再発した場合、6月以内に取消事由に当たらなくなる見込みはないこととなり必然的に免許取消処分がなされることとなる。

処分期間が経過すれば自動的に免許の効力が回復される停止処分と異なり、取消処分を受けた者は症状が改善したとしても運転免許の再取得に係る負担が大きいことが、正しい症状の申告を妨げているとの指摘がなされているところである。

2 対応策(案)

(1) 一定の病気等を理由に免許を取り消された者に対する試験の一部免除

一定の病気等を理由に免許を取り消された者が、その後に症状が改善した場合において、取り消された日から一定期間内に運転免許を再取得しようとするときは、技能試験及び学科試験を免除することとする。

(論点)

ア 道路交通の安全への影響について

- ・ 再取得の際に、運転に関する技能や知識を試験により確認しないこととすると、道路交通の安全を害するおそれはないか
- ・ 取消してから再取得までどの程度の期間であれば、道路交通の安全に対する影響を抑えられるか

イ 試験の一部免除を受ける者の対象範囲について

- ・ 一定の症状等に関して不正申告をした者についても、試験の一部免除の対象とす

べきか

- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者についても、試験の一部免除の対象とすべきか

(2) 免許の効力停止期間の上限の延長

一定の病気等を理由とする運転免許の効力停止処分について、現行制度の上限(6月)を延長する。

(論点)

ア 制度の整合性について

- ・ 現行法においては、一定の病気等を理由とする行政処分に限らず、すべての免許停止処分の上限期間を6月としていることとの整合は図れるか

イ 道路交通の安全への影響について

- ・ 運転に関する技能及び知識が引き続き維持されると推定される6月を超える停止処分とした場合、処分期間が経過した後に安全な運転が確保されるか
- ・ どの程度まで停止期間の上限を引き上げるべきか

3 関係規定

道路交通法(昭和35年法律第105号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 (略)

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第五条の規定により効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(第一百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ~八 (略)

四 (略)

2・3 (略)

てんかんに係る免許の可否等の運用基準

運転免許の取得が認められる場合

「発作が再発するおそれがないもの」

発作が過去5年間起こったことがなく、
医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

又は

発作が過去2年間起こったことがなく、
医師が「今後、x年程度であれば発作が
起こるおそれがない」旨の診断を行った
場合

→ 一定期間（x年）後に臨時適性検査が行われる。

「発作が再発しても意識障害及び運動障害
がもたらされないもの」

医師が、1年間の経過観察の後「発作
が意識障害及び運動障害を伴わない単純
部分発作に限られ、今後、症状の悪化の
おそれがない」旨の診断を行った場合

「発作が睡眠中に限り再発するもの」

医師が、2年間の経過観察の後「発作が
睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪
化のおそれがない」旨の診断を行った場
合

運転免許の保留・停止となる場合

医師が、「6月以内に

「発作が再発するおそれがないもの」

「発作が再発しても意識障害及び運動障害が
もたらされないもの」

「発作が睡眠中に限り再発するもの」

のいずれかに該当する

診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

6月（※）の保留又は停止

※ 医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合は当該期間

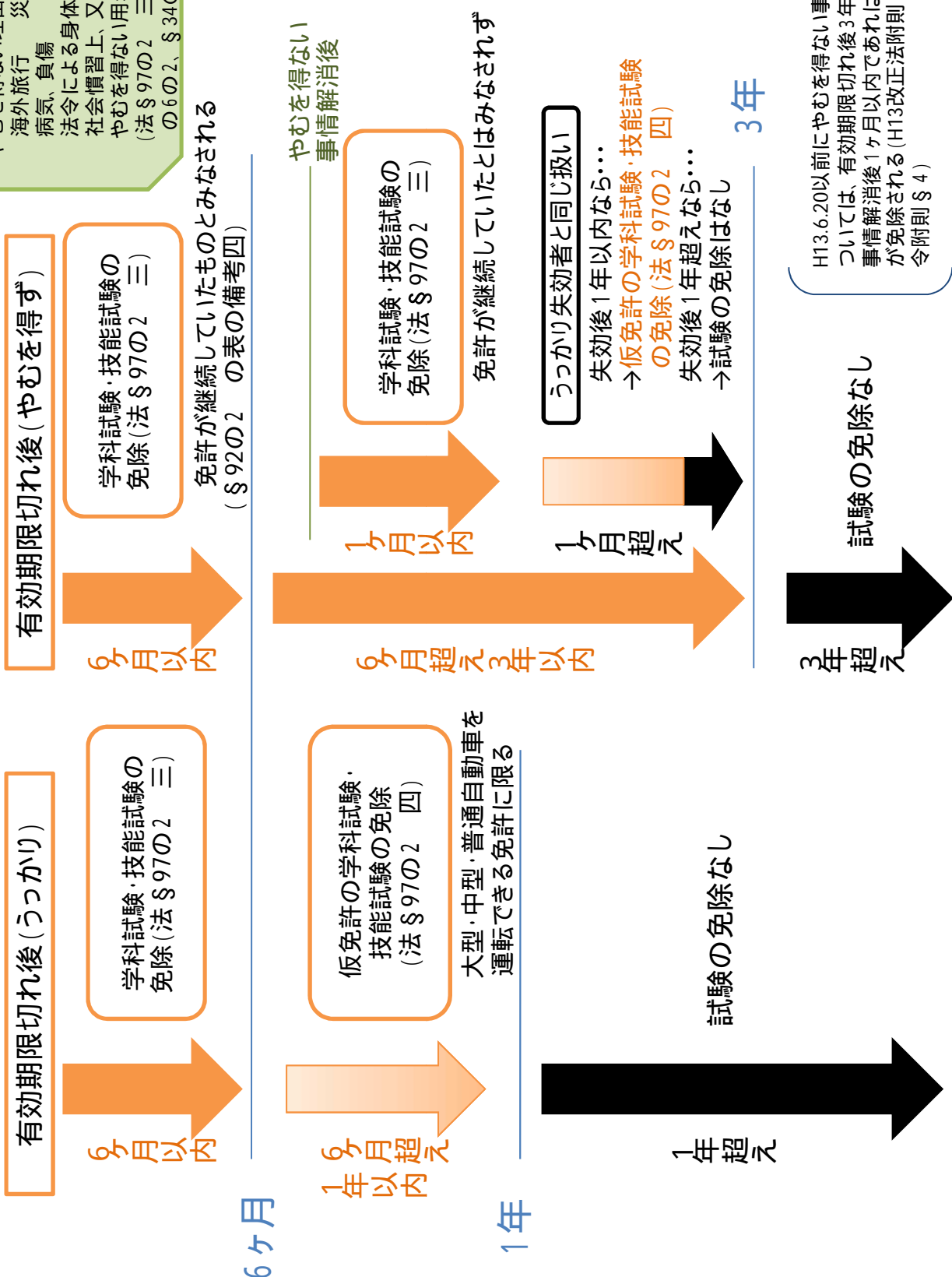
保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
症状の回復の程度を踏まえ、免許の可否を改めて判断

運転免許の拒否・取消しとなる場合

上記のいずれにも当たらない場合

失効者に対する試験の免除

やむを得ない理由
 海外旅行 災害
 病気、負傷
 法令による身体の自由の拘束
 社会慣習上、又は、業務遂行上
 やむを得ない用務
 (法 § 97 の 2 三、施行令 § 33
 の 6 の 2、§ 34 の 3)



H13.6.20以前にやむを得ない事情が生じた者については、有効期限切れ後3年を超えても、当該事情解消後1ヶ月以内であれば、技能試験のみが免除される(H13改正法附則 § 4、H14改正政令附則 § 4)

各国における一定の病気等に係る欠格事由等（EU圏内）（未定稿）

| 国名等 | EU基準 | イギリス | フランス | ドイツ | オランダ | スペイン |
|-------------------|------|----------|------|---------------|----------|----------|
| 欠格事由 | | | | | | |
| 統合失調症 | | | | | G1 ,G2 × | G1 ,G2 × |
| 躁うつ病 | | | | | | |
| 認知症 | | G1 ,G2 × | | | G1 ,G2 × | G1 ,G2 × |
| てんかん | | | | | | |
| アルコール中毒 | × | × | × | × | × | × |
| 低血糖症 | | | | | | × |
| 睡眠障害 | = | | | G1 ,G2 × | | |
| 心臓ペースメーカー | | | | | | |
| 植込型除細動器 | | G1 ,G2 × | | | | G1 ,G2 × |
| 病気等に関し免許に付し得る主な条件 | | | | | | |
| 定期的な身体検査、通院又は服薬等 | | | | | | |
| 他人の同乗 | | | | | | |
| 運転時間の制限 | | | | | | |
| 運転地域の制限 | | | | | | |
| 免許等の期間の制限 | | | | | | |
| その他の主な条件 | | | 運転試験 | 最高速度、運転車種等の制限 | 運転試験 | |

G 1（グループ1）：自動二輪車、許容最大重量（車両重量＋最大積載量）3,500 kg以下の自動車等

G 2（グループ2）：運転席以外に9人以上の座席を有する自動車、許容最大重量 3,500 kg超の自動車等

×：絶対的欠格事由、 ：相対的欠格事由

：欠格事由とならない旨の規定あり、 = ：欠格事由とする旨の法令上規定なし

：当該条件が付されることあり、 - ：通常、当該条件が付されることなし（ただし、例外あり）

各国における一定の病気等に係る欠格事由等（米国）（未定稿）

| 州名等 | 米連邦基準 (非例外州際商業用車) | 米カリフォルニア州 (一般車) | 米テキサス州 (一般車) | 米バージニア州 (一般車) | 米フロリダ州 (一般車) | 米マサチューセッツ州 (一般車) |
|-----------------------|----------------------|--------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 欠格事由 | | | | | | |
| 統合失調症 | | | | | | |
| 躁うつ病 | | | | | | |
| 認知症 | | | | | | |
| てんかん | | | | | | |
| アルコール中毒 | × | × | × | × | × | × |
| 低血糖症 | | | | | | |
| 睡眠障害 | | | | | | |
| 心臓ペースメーカー | | = | = | 心臓血管 | = | = |
| 植込型除細動器 | × | = | = | 病 | = | = |
| 病気等に関し免許に 付し得る主な条件 | | | | | | |
| 定期的な身体検査、 通院又は服薬等 | | (2) | | | | |
| 他人の同乗 | | | | | | |
| 運転時間の制限 | | | | | | |
| 運転地域の制限 | | | | | | |
| 免許等の期間の制限 | (1) | | | | | |
| その他の主な条件 | | | 速度制限 | | 運転目的の 制限 | |

1 医師の証明書等の有効期間の制限。本来2年のものを3か月、6か月、又は1年に短縮する。

2 一例として、米国カリフォルニア州においては、てんかん等のため意識を喪失した者でも、直近3か月以上意識を喪失していない場合、DMVが指示する頻度で、本人の担当医から運転者医学評価書（DS326）をDMVに提出すること、直近6か月以上意識を喪失していないものの発作の可能性が残っている場合、定期的に疾患の状態を記録した医学観察報告書様式（DS346）をDMVに提出することにより、運転免許の交付・更新を行い得ることが定められている。

なお、DS326には本人が記載する欄と医師が記載する欄の双方があるが、本人の署名欄のすぐ上に「私は偽証罪が処罰されるカリフォルニア州法下において、以上が真実であり、誤りがないことを証明します。私はまた、私の健康に関する全ての情報が真実であり、誤りがないことを証明します。」と印刷されており、虚偽記載は、軽罪に当たる虚偽記載罪ではなく偽証罪に問われる可能性がある。また、DS346に虚偽の記載をした場合にも虚偽記載罪ではなく偽証罪が成立する可能性がある。

各国における一定の病気等に係る欠格事由等（カナダ・アジア・オセアニア）（未定稿）

| 国名等 | カナダ オンタリオ州 | 豪州 連邦基準 | ニュージーランド | 中国() | 韓国 | 台湾 |
|-----------------------|----------------|---------------------------|-------------|-------|-----------------|----|
| 欠格事由 | | | | | | |
| 統合失調症 | | | | × | | |
| 躁うつ病 | | | | × | | |
| 認知症 | 個人用 その他 × | (条件付 免許のみ) | | × | | |
| てんかん | | (条件付 免許のみ) | | × | | × |
| アルコール中毒 | × | | | = | | × |
| 低血糖症 | | (条件付 免許のみ) | | = | = | |
| 睡眠障害 | | (条件付 免許のみ) | | = | = | |
| 心臓ペースメーカー | | (条件付 免許のみ) | | = | = | |
| 植込型除細動器 | 大型商業用 × その他 | 一般 (条件 付免許のみ) 商業用 × | 一般 商業用 × | = | 器官性 心臓病 × | = |
| 病気等に関し免許に 付し得る主な条件 | | | | | | |
| 定期的な身体検査、 通院又は服薬等 | | | | | | |
| 他人の同乗 | | | | | | |
| 運転時間の制限 | | | | | | |
| 運転地域の制限 | | | | | | |
| 免許の期間等の制限 | | | | | | |
| その他の主な条件 | | | | | | |

中国の場合は、法律上絶対的欠格事由に当たる病名が列挙され、かつ、「その他の安全運転の妨げになる疾病」が絶対的欠格事由とされている。

(警察庁交通局調べ)

各国の免許申請時等における一定の病気等に係る自主申告・診断書提出義務等（未定稿）

| | 病気等の自主申告義務 | | 診断書提出義務若しくは健康診断受診義務又は当局による追加調査等の対象 | 虚偽申告等に対する罰則 |
|----------------------|--------------|-----|--|---|
| | 新規時 | 更新時 | | |
| イギリス | | | G1は当局が必要と認める者と一定の病気の罹患者、G2は申請者全員と一定の病気の罹患者 当局が必要と認める者 | 1000ポンド以下の罰金 |
| フランス | G1 | | 更新制度なし | - |
| | G2 | | 申請者全員 | - |
| ドイツ | G1 | | 当局が必要と認める者 | - |
| | G2 | | 申請者全員 | - |
| ロシア | G1 | | 当局が必要と認める者 | - |
| | G2 | | 申請者全員 | - |
| オランダ | G1 | | 当局が必要と認める者 | - |
| | G2 | | 申請者全員 | - |
| スペイン ポルトガル | G1 | | 申請者全員 | - |
| | G2 | | 申請者全員 | - |
| フィンランド | G1 | | 申請者全員に健康診断受診義務。70歳以上の更新申請者は、併せて、既往歴等について記載した主治医の診断書提出義務 | - |
| | G2 | | 乗用車の初回更新以外の申請者全員（乗用車の初回更新以外は70歳で更新。なお、更新のない車種もある。） | - |
| ノルウェー | G1 | | 申請者全員と一定の病気等の罹患者（70歳以上は医師の証明書携行義務） | - |
| | G2 | | 申請者全員と一定の病気等の罹患者 | - |
| チェコ | 一般車 | | 新規申請時、60、65、68歳になる6月前、その後2年に1回健康診断受診義務 | - |
| | 商業車 (G2等) | | 新規申請時、50歳まで2年に1回、その後毎年1回健康診断受診義務 | - |
| イスラエル | | | 申請者全員と一定の病気等の罹患者 | - |
| | | | 新規申請時、その後2年に1回医師等の証明書提出義務 | 罰則あり（州法等） |
| 米国連邦基準 (非州外州商業用車) | | | 更新より頻繁な医師等の証明書提出義務 | 軽罪として6ヶ月以下の懲役若しくは1000ドル以下の罰金又はその併科 |
| | | | | 懲役若しくは4000ドル以下の罰金又はその併科 |
| カリフォルニア州 (一般車) | | | 当局が必要と認める者 | 軽罪として300ドル以下の罰金 |
| | | | 当局が必要と認める者 | 2年以下の懲役若しくは200ドル以下の罰金又はその併科 |
| テキサス州 (一般車) | | | 当局が必要と認める者 | 罰金 |
| | | | 当局が必要と認める者 | 虚偽申告によって免許を入手・更新した場合及び運転能力に影響を与える一定の病状等に罹患しながら届け出ない場合、220豪ドルの罰金 |
| ニューヨーク州 (一般車) | | | 当局が必要と認める者 | 1年以下の懲役若しくは300万ウォン以下の罰金又はその併科 |
| | | | 当局が必要と認める者 | - |
| マサチューセッツ州 (一般車) | | | 当局が必要と認める者 | - |
| | | | 当局が必要と認める者 | - |
| カタール・オンタリオ州 | | | 当局が必要と認める者 | - |
| 豪州（首都特別地域） | | | 申請者全員と一定の病気等の罹患者 | - |
| 中国 | | | 申請者全員と一定の病気等の罹患者 | - |
| 韓国 | | | 当局が必要と認める者 | - |
| 台湾 | | | 新規申請者全員と一定の病気等の罹患者 | - |

： 全員に申告義務あり、 - ： 一定の要件に該当する者のみ申告義務あり、 - ： なし又は不明

（警察庁交通局調べ）

米国及び英国における免許申請時の一定の病気等に係る自主申告・診断書提出義務等の在り方（未定稿）

1 米国連邦基準（非例外州際商業用自動車）

(1) 商業用自動車免許情報システムへの登録と医師等による証明

非例外州際商業用自動車運転免許の申請に当たっては、連邦法典に掲げる心身に係る欠格事由に該当しないことを明らかにする医師等による証明書又はその写しを州当局に提出しなければならない。

そのため、申請者はあらかじめ医師等による医療調査を受けなければならないが、その際に、医療調査報告書（649F）が作成される。この冒頭部分は申請者本人が記載する欄となっており、過去5年以内の病気又は障害の有無に関し、24の病気又は障害ごとに No 又は Yes の欄にチェックすることとされ、そのうち、てんかん等の5つについては、投薬治療等の有無等を記載することとなっている。それに続いて、医師等が申請者本人の免許の適否等について記載することとされている。

なお、649Fの末尾には、連邦法典に掲げる心身に係る欠格事由の判断基準が付されている。

(2) 医師等による証明の有効期間

(1)の医師等による証明は2年間有効とされるため、免許保有者は、2年ごとに当該証明を受けなければならない。なお、病状によっては当該証明の有効期間が3か月間、6か月間又は1年間に短縮されることがある。

(3) 商業用自動車の範囲等

連邦法上、商業用自動車は、車両（連結）総重量が11,794 kg以上の（連結）車両、運転席以外に15人分以上の座席を有する車両、法定危険物の輸送に用いられている車両等が定められている。ただし、州法で異なる定めをすることも可能であり、州によって若干異なることがある。

2 米国カリフォルニア州（一般自動車運転免許）

(1) 免許の更新・申請と適性検査

カリフォルニア州車両法上、カリフォルニア州自動車省（DMV）は、免許を与え、又は更新しようとするときは、必要に応じて公道で自動車を運転するために必要な精神的又は身体的な適性についての検査を行うとされている。

一般自動車運転免許の申請・更新申請書（DL44）には、「過去5年間における自動車の運転に影響を与える医学的状態の経験の有無」を Yes-No で問う欄があり、さらに、「もし、上記のいずれかが Yes の場合には、内容を簡単に説明してください」と印刷されている。この例としては、意識の喪失、てんかん、糖尿病、パーキンソン病、アルコール・薬物中毒等が挙げられているが、この記載内容に応じて、医師の診断書等が求められることとなる。

なお、免許の有効期間は5年間である。

(2) 申請書への虚偽記載に対する制裁

カリフォルニア州車両法上、DMV 等への提出書類への虚偽記載は違法とされており、当該行為は軽罪（misdemeanors）に該当する。軽罪については、カリフォルニア州刑法により、他の州法に別段の定めがない限り6か月以下の懲役若しくは1,000ドル以下の罰金又はその併科となる。

なお、DL44の裏面には「証明書」と印刷された欄があり、当該欄には申請者がDL44の表面に記載した氏名及び（郵送先）住所が真正であること等が印刷されている。そして、DL44の表面の下部には「私は裏面の証明書欄に記載された事項を读了し、同意します。私は虚偽の記載をしていません。私は偽証罪が処罰されるカリフォルニア州法下において、以上が真実であり、誤りがないことを証明します。」と印刷されており、表面の一番下に署名欄がある。偽証罪については、カリフォルニア州刑法に定められており、DL44の氏名欄に故意に虚偽の記載をするなどした場合には同罪に該当することが考えられる（People v. Molina(1992)5 Cal.App.4th 211。なお、同罪の法定刑は4年以下の懲役若しくは10,000ドル以下の罰金又はその併科とされている。）。しかし、DL44に印刷された健康に関する(1)の問に対し、事実を隠して No の欄にチェックしただけでは、上記の軽罪に当たる虚偽記載罪は格別、偽証罪にまでは該当しないと考えられる。

3 米国ニューヨーク州（一般自動車運転免許）

(1) 免許の申請

ニューヨーク州自動車交通法は、免許の（更新）申請者はニューヨーク州自動車省（DMV）長官が求める身体適性等を証明しなければならないとしている。

免許の申請・更新申請書（MV44）には身体適性について問う欄があり、けいれん、てんかん、気絶若しくは目眩又は意識喪失を引き起こす症状、心臓病、聴覚障害、手足又は眼の欠損、その他の障害の有無について回答することとなっている（なお、免許の有効期間は8年間である。）

又はに該当する場合には、それぞれの様式による医師の陳述書の提出が求められる。医師は、申請者が安全に自動車を運転できるかどうかについての意見も記載することとされているが、については提出前120日以内、については提出前6か月以内に医師等が診断及び判断をする必要がある。

～に該当する場合にはDMVに指示を仰ぐこととされている。

申請書に虚偽の記載をした場合には、ニューヨーク州自動車交通法上の虚偽申請罪等に該当する。同罪に該当した場合には、軽罪（misdemeanor）として、最大300ドルの罰金が科される。

(2) 免許の停止・拒否・条件

ニューヨーク州行政規則上、DMV長官は、運転者又は申請者が欠格事由に該当すると判断するときは、免許の停止又は拒否を行うことができる。

また、同長官は、過去に意識の喪失を経験した者に対して、定期的に医師の診断書を提出することを免許の条件とすることができる。ただし、薬無しで1年間発作がなく、医師等の陳述書を提出した者に対しては、同条件を付与することはできない。

4 英国

(1) グループ1の自動車の免許の申請

グループ1の自動車（自動二輪車、許容最大重量3,500kg以下の自動車等）の免許申請者は、運転免許庁（DVLA）に免許申請書（D1）を提出しなければならない。D1には、インシュリン注射によって管理されている糖尿病、てんかん、睡眠障害、植込型ペースメーカー、植込型除細動器等の有無をYes-Noで問う欄がある。

グループ1の自動車の免許は70歳まで有効（10年ごとに書き換え）で、その後は3年ごとに更新する（（3）の場合の例外あり）が、更新の際には、やはり、健康状態に関する質問が印刷された申請書（D46等）に必要な記載をしなければならない。

上記の健康状態に関する質問のいずれかがYesの場合等には、DVLAからの質問に答えなければならず、回答に当たって医師に相談したり、場合によっては、DVLAから担当医に問い合わせがなされることもある。

(2) グループ2の自動車の免許の申請

グループ2の自動車（運転席以外に9人以上の座席を有する自動車、許容最大重量3,500kg超の自動車等）の免許申請者は、DVLAに免許申請書（D2）を提出しなければならない。D2にも、D1同様、病状等の有無をYes-Noで問う欄がある（錠剤によって管理されている糖尿病が含まれるなど、D1と比べ、わずかに病状等の範囲が広い）。

グループ2の自動車の免許は45歳まで有効で、45歳から65歳までは5年、65歳以上は1年ごとに更新する。更新の際には、やはり、健康状態に関する質問が印刷された申請書に必要な記載をしなければならない。

申請者は、（3）の場合等の例外を除き、全員、医師作成に係る医療調査報告書（D4）を提出しなければならない。

(3) グループ1、グループ2の自動車の免許の更新の申請

健康状態によっては、例外的に免許の有効期間が1年、2年又は3年と短くされることがあるが、この場合には、グループ2の自動車の場合であっても、更新に当たり、毎回医療調査報告書（D4）を提出する必要はない（45歳まではD4を提出する必要はない。）

(4) 申請書への虚偽記載に対する制裁

申請書への虚偽記載に対しては、1000ポンド以下の罰金が科される。なお、宣誓に反し、他人になりすまして申請した場合等には、2年以下の懲役が科される。

（警察庁交通局調べ）